

動物の適正な飼養管理基準が具体化されました

令和3年4月に第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令が新たに制定され、令和3年6月1日より施行されました。
 改正内容のうち、**動物取扱業者が遵守すべき主な7つの項目**についてお知らせします。

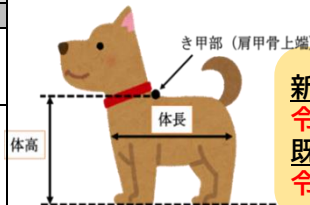
※①②⑥については、施行される時期が異なるものがあります。詳細は裏面 HP または別紙チラシ（詳細版）をご確認ください。

1 飼養施設のケージの大きさの基準が定められました

寝床・休息場所と運動スペースを分ける場合、一体型とする場合で基準が異なります。

		分離型ケージの大きさ		
		タテ	ヨコ	高さ
犬	猫	体長の 2倍以上	体長の 1.5倍以上	体高の2倍以上
				体高の3倍以上 棚を設け、2段以上の構造とする
		一体型ケージの大きさ		
		床面積	高さ	
犬	猫	分離型ケージサイズの 6倍以上 ※複数飼養の場合、3倍×頭数分	体高の2倍以上	
		分離型ケージサイズの 2倍以上 ※複数飼養の場合、 分離型ケージサイズ×頭数分	体高の4倍以上 2つ以上の棚を設け、3段以上の構造とする	

分離型ケージに加え、
一体型ケージと同一以上の
運動スペース（3時間以上の運動）
が必要になります。



新規業者は
令和3年6月に完全施行
既存業者は、
令和4年6月に完全施行

【ケージ等及び訓練場の構造等の基準】（令和3年6月から適用）

金網の床材としての使用は禁止（犬又は猫の四肢の肉球が痛まないように管理されている場合を除く）、
錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

2 飼養又は保管できる動物の数の上限が設けられました（常勤の従業員一人当たり）

犬：一人当たり20頭（うち繁殖犬15頭）が上限

猫：一人当たり30頭（うち繁殖猫25頭）が上限

※いずれも、親と同居している子犬・子猫や、繁殖引退犬猫は数に含めません。（その飼養施設にいるものに限る）

犬および猫両方を飼養または保管する場合の上限は下の表の通りです。（経過措置等は詳細チラシやHPをご覧ください。）

犬	(うち繁殖犬)	猫	(うち繁殖猫)
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
		26	21
3	3	25	20
		24	19
4	4	23	18
		22	17
5	5	21	16
		20	15
6	6	19	14
		18	13
7	7	17	12
		16	11
8	8	15	10
		14	9
9	8	13	8
		12	7
10	8	11	6
		10	5
11	8	9	4
		8	3
12	8	7	2
		6	1
13	8	5	1
		4	0
14	8	3	0
		2	0
15	8	1	0
		0	0
16	8	0	0
		0	0
17	8	0	0
		0	0
18	8	0	0
		0	0
19	8	0	0
		0	0
20	8	0	0
		0	0

新規事業者は
令和3年6月に完全施行
既存業者は、段階的に適応

3 飼養する環境の管理基準が具体化されました

◆ 飼養施設に**温度計・湿度計**を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じる恐れがないように飼養環境を管理すること。

◆ **臭気**により使用環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、**清潔を保つ**こと。

◆ 自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて**光環境**を管理すること。

令和6年6月から完全施行
（第一種動物取扱業）
令和7年6月から完全施行
（第二種動物取扱業）

※段階的な適応の詳細は裏面 HP または別紙チラシ（詳細版）をご確認ください

4 動物の健康管理方法に新たな基準が追加されました

- ◆ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- ◆ 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに上記の健康診断の際に、適否に関する診断を受けさせること。

6 動物を繁殖させる際の基準が定められました (販売業者、貸出業者、展示業者)

【犬猫の生涯出産回数と交配時の年齢の基準】
(令和4年6月から適用)

	生涯出産回数	メスの交配時の年齢
犬	6回まで	6歳以下 ※7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
猫		6歳以下 ※7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

【犬又は猫を繁殖させる場合】(令和3年6月から適用)

- ア 必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ又は助言を受けること。
- イ 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ウ アの健康診断、イの帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。
- エ 繁殖実施状況記録台帳へ交配時の年齢、出産回数等を記入すること。

5 動物の展示や輸送の方法の基準が具体化されました

- ◆ 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- ◆ 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視により確認すること。

7 動物の愛護及び適切な飼養について必要な基準が具体化されました

- ◆ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- ◆ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- ◆ 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- ◆ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限について

生後56日を経過していない犬猫の販売又は引渡しは令和3年6月1日から禁止になりました。

マイクロチップの装着の義務化等について

令和4年6月1日より、犬猫等販売業者については取得した犬又は猫への個体識別のためのマイクロチップの装着及び登録が義務付けられます。

詳細はWeb・別紙チラシ(詳細版)をご覧ください

参考

環境省ホームページ

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html

福岡県庁ホームページ

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(動物取扱業に係る飼養管理基準、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/210601shiyoukanrikizyun.html>

問い合わせ先

各管轄の保健福祉(環境)事務所にお尋ねください。(連絡先は下記のURLに掲載)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/animalhandlingbusiness-type1-regguide.html#6>

